

平成26年第 4 回定例会

(初 日)

平成26年12月 4 日

平成26年第4回平川市議会定例会議事日程（第1号） 平成26年12月4日（木）
午前10時03分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 議員提出議案第3号 平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議員提出議案第4号 平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案
- 第6 議案第126号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第7 議案第127号 平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第128号 平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第129号 平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第130号 平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第131号 平川市碓ヶ関温泉会館条例の一部を改正する条例案
議案第132号 平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
議案第133号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議案第134号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
議案第135号 津軽広域連合規約の一部変更について
議案第136号 黒石地区清掃施設組合同規約の一部変更について
議案第137号 工事委託契約の一部変更について
議案第138号 市道路線の廃止について
議案第139号 市道路線の認定について
議案第140号 市有財産の無償譲渡について
議案第148号 平成26年度平川市一般会計補正予算案（第4号）
議案第149号 平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）
議案第150号 平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第2号）

- 議案第 151 号 平成 26 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案 (第 2 号)
- 議案第 152 号 平成 26 年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案 (第 2 号)
- 議案第 153 号 平成 26 年度平川市水道事業会計補正予算案 (第 3 号)
- 議案第 154 号 平成 26 年度平川市下水道事業会計補正予算案 (第 2 号)
- 議案第 155 号 平成 26 年度平川市新館財産区一般会計補正予算案 (第 2 号)
- 第 8 議案第 141 号 平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 142 号 平川市駅前駐車場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 143 号 平川市津根川森牧野の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 144 号 船岡集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 145 号 平川市碓ヶ関育苗施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 146 号 平川市地域特産品生産施設、平川市かわや棟、平川市文化観光館、平川市碓ヶ関関所及び平川市温泉交流館「御仮屋御殿」の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 147 号 平川市久吉温泉自然休暇村たけのこの里の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 第 9 報告第 10 号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
・専決第 6 号 平成 26 年度平川市大字大光寺財産区補正予算 (第 1 号)
- 第 10 請願第 4 号 集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書採択の請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三浦純一	8	佐々木利正	15	古川昭二
2	石田昭弘	9	工藤竹雄	16	成田敏昭
3	原田淳	10	對馬實	17	佐藤雄
4	桑田公憲	11	齋藤政子	18	齋藤英仁
5	工藤輝昭	12	—	19	欠
6	大川登	13	齋藤律子	20	古川敏夫
7	小野敬子	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（1名）

19番 福士恵美子議員

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾忠行	会計管理者	菊池孝夫
副市長	古川洋文	農業委員会事務局長	須藤俊弘
総務部長	古川鉄美	選挙管理委員会事務局長	白戸照夫
企画財政部長	鳴海和正	平川診療所事務長	欠
市民生活部長	佐藤俊英	碓ヶ関診療所事務長	鈴木浩
経済部長	奈良進	監査委員事務局長	小山内功治
建設部長	櫻庭正紀	教育委員会委員長	内山浩子
水道部長	今英明	教育長	柴田正人
尾上総合支所長	樋口正博	農業委員会会長職務代理	齋藤公郎
碓ヶ関総合支所長	工藤久富	選挙管理委員会委員長	内山久人
教育委員会事務局長	芳賀秀寿	代表監査委員	古川敏明

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	鳴海景文	主幹兼議事係長	浅原勉
事務局次長補佐	福士雅信	主事	石岡奈々子

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

19番、福士恵美子議員より、本定例会すべての会議を欠席する旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより、平成26年第4回平川市議会定例会を開会いたします。

報道関係者が、議場内において撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、工藤輝昭議員、及び6番、大川 登議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る11月28日、12月1日の両日、議会運営委員会を開催し、会期等について協議しましたところ、御手元に配付した会期日程表(案)のとおり、会期は本日4日から12日の9日間に決定になってございます。

なお、一般質問の通告は、御手元に配布した一般質問通告一覧表のとおり、10人となっております。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は、本日4日から12日までの9日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日4日から12日までの9日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

去る11月25日、桑田公憲議員より、議会運営申し合わせ事項第2条第2項に基づき、議会運営委員辞任の申し出がありましたので、御報告いたします。

市長より議案第126号から議案第155号、報告第10号の合計31件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

なお、農業委員会古川会長より、公務出張のため、会議を欠席する旨の届出があり、かわりに農業委員会齋藤会長職務代理の出席を許可しておりますので、御了承願います。

また、平川診療所内山事務長より、検査入院のため、本定例会すべての会議を欠席する旨の届出がありましたので、御了承願います。

市長より、平成26年度上半期平川市公営企業会計業務状況説明書、平成26年度前期財政報告書の提出がありましたので、御精読願います。

監査委員より、平成26年7月から9月分の例月出納検査報告書、2件の財政援助団体監査の結果報告についての提出がありましたので、御報告いたします。

請願第4号集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書採択の請願、陳情第7号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情、陳情第9号「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情書、それぞれの写しを配布しておりますので、御精読願います。

議会運営委員長より、去る11月28日に開催された、平成26年第8回議会運営委員会において申し合わせしました事項について、配布しておりますので御精読願います。

第3回定例会以降の議会の諸般事項報告書を配布しておりますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第126号人権擁護委員候補者の推薦についてから報告第10号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてまでの31件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

おはようございます。

議員の皆様におかれましては、日ごろより市政に対しまして多大なる御指導、御協力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

第4回平川市議会定例会の開会にあたり、私の所感を述べさせていただきます。

本年を振り返りますと、農作物は一部の地区において、ひょう害に見舞われたことを除いては、比較的順調に生育が進み、収穫、そして後片付けも一段落し、生産者の皆様には一息付かれていることと思います。一方で、米につきましては、価格が急落し、生産者に大きな打撃を与える事態となりました。

新たな農業政策のもと、大きな転機に直面している生産者の皆様には、将来の経営展望にも頭を悩ませていると思いますが、米価の下落により、生産意欲をなくすことなく、来年度も農業経営に励まれることを願い、本定例会に水稻の種子助成を御提案してございます。今後も、国・県・農協の動向を注視しながら、市としてできる支援、施策を検討してまいりたいと考えております。

○市長
(長尾忠行)

さて、今般、国が力を入れて取り組もうとしております地方創生。まち・ひと・しごとの創出、このどれをとりましても重要な分野ではありますが、とりわけ平川市の元気を創出するための原動力として、しごとの創出、産業の元気が喫緊な課題であります。

9月の定例会において、石田議員より御提言いただきました、ブランドづくり、商品開発、市のPR強化、そして企業の育成などにつきまして、市といたしましては、早速、プロジェクト事業検討のための組織を立ち上げ、議論を重ねてきたところでございます。

本定例会の一般質問の中でも、多くの議員の皆様から、農業や観光など、産業の振興について御提言をいただく予定となっております。今後とも、議員の皆様方からの御提言を参考にさせていただきながら、将来を見据えた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、今週の土曜日、日曜日には、本市の一大イベント平川ねぶたまつり冬の陣を開催いたします。厳しい寒さが予想されておりますが、こちらにもぜひ御出席いただき、まつりを盛り上げてくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

それでは、各議案について御説明をいたします。

まず、議案第126号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の下山美津子氏の任期が、平成27年3月31日をもって満了となりますので、再度、人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものであります。

住所：平川市高木〇〇〇〇

氏名：下山美津子

生年月日：昭和22年〇〇〇〇であります。

下山氏の主な経歴ですが、日本女子体育短期大学体育科を卒業、これまで、おのえスポーツセンター臨時職員、尾上町体育指導委員、金田小学校評議員などをされてきました。現在は、平川市保健協力員、平川市スポーツ推進委員として活躍されています。

平成21年4月から、人権擁護委員としてすばらしい活躍をされておりますので、再度、推薦いたしたく、議員の皆様方の満場の御賛同をお願い申し上げます。

次の、議案第127号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案から、議案第130号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成26年度青森県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告等にかんがみ、市議会議員、特別職、教育長の期末手当及び職員の給料等の支給にかかわる条例を改正するものであります。

まず、議案第127号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、平川市議会議員の期末手当の支給割合を2.85月から2.95月に改めるため提案するものであります。

議案第128号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案は、特別職の期末手当の支給割合を2.85月から2.95月に改める提案をするものであります。

議案第129号平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案は、教育長の期末手当の支給割合を2.85月から2.95月に改めるため提案するものであります。

議案第130号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、平川市職員の給与については、青森県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告等にかんがみ改めるものであります。職員給料については、初任給を中心に若年層に重点を置いて、平均約0.3%引き上げるものであります。また、勤勉手当を1.35月から1.45月に改めるとともに、通勤手当も併せて改定するため提案するものであります。

議案第131号平川市碓ヶ関温泉会館条例の一部を改正する条例案は、平川市碓ヶ関温泉会館の公衆浴場料金を平成27年4月1日から改正するため提案するものであります。

議案第132号平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案は、児童福祉法第34条の8の2の規定により、市が実施する放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準など、事業実施に必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第133号は、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

当市では、総務省が定める定住自立圏構想推進要綱に基づき、中心市であります弘前市及び6市町村とともに、弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定を締結して連携施策を進めております。

今回、連携する政策分野の環境、教育、消費生活にかかわる新たな取り組みとして、「使用済小型家電リサイクルの促進」、「大石武学流庭園の調査、普及及び活用」、「消費生活相談体制の広域的対応」を追加するにあたり、弘前市との間における弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、平川市議会の議決すべき事件を定める条例及び弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の規定により、議会の議決を必要とするため、提案するものであります。

議案第134号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。

平成27年4月1日から構成団体として青森市を加入させることに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要があるため提案するものであります。

議案第135号津軽広域連合規約の一部変更については、計画期間満了による津軽広域連合広域計画の改定に伴い、広域活動計画を広域計画の中に取り込むなど、規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を必要とするため提案するものであります。

議案第136号黒石地区清掃施設組合格約の一部変更については、構成市町村である青森市が、同市浪岡地区のし尿及び浄化槽に係る汚泥を、平成27年4月1日から青森市にある、あおひらクリーンセンターで処理することに伴い、共同処理する事務等を明確にするため、黒石地区清掃施設組合格約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要とするため提案するものであります。

議案第137号工事委託契約の一部変更については、平成25年第3回平川市議会臨時会議案第94号をもって議決を得ました古懸交差点改良工事について、契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。

内容といたしましては、委託先であります国土交通省において実施した古懸交差点改良工事の最終入札により、減額が生じたため、契約金額を変更するものであります。

議案第138号は、市道路線の廃止についてであります。

内容としましては、市道平田森前田6号線及び市道柏木町藤山22号線の延長変更の手続きに伴い、当該路線を一たん廃止する必要があるため、道路法第10条第1項の規定により提案するものであります。

議案第139号は、市道路線の認定についてであります。

内容としましては、市道平田森前田6号線及び市道柏木町藤山22号線の延長変更の手続きに伴い、当該路線を新たに認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

議案第140号市有財産の無償譲渡については、市有地を農事組合法人金屋水稻生産組合に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。

次の、議案第141号平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてから、議案第147号平川市久吉温泉自然休暇村たけのこの里の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間については、いずれも平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第3条及び第4条の規定により、指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について、議会の議決を求めるため提案するものであります。

まず、議案第141号は、平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターの管理の指定先を有限会社おのえ企画とし、管理の期間を平成27年4月1日から平成32年3月31日までとするものであります。

議案第142号は、平川市駅前駐車場の管理の指定先をふれあいタウンひ

らかとし、管理の期間を平成27年4月1日から平成32年3月31日までとするものであります。

議案第143号は、平川市津根川森牧野の管理の指定先を津根川森牧野管理組合とし、管理の期間を平成27年4月1日から平成30年3月31日までとするものであります。

議案第144号は、船岡集会所の管理の指定先を久吉地区町会とし、管理の期間を平成27年4月1日から平成30年3月31日までとするものであります。

議案第145号は、平川市碓ヶ関育苗施設の管理の指定先を久吉地区野菜育苗組合とし、管理の期間を平成27年4月1日から平成30年3月31日までとするものであります。

議案第146号は、平川市地域特産品生産施設、平川市かわや棟、平川市文化観光館、平川市碓ヶ関関所及び平川市温泉交流館「御仮屋御殿」の管理の指定先を碓ヶ関開発株式会社とし、管理の期間を平成27年4月1日から平成32年3月31日までとするものであります。

議案第147号は、平川市久吉温泉自然休暇村たけのこの里の管理の指定先を碓ヶ関開発株式会社とし、管理の期間を平成27年4月1日から平成29年3月31日までとするものであります。

次は、議案第148号平成26年度平川市一般会計補正予算案（第4号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億2,753万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ177億4,848万3,000円とするものであります。

補正の主な特徴といたしましては、まず、1点目は、人事院勧告によります人件費調整を行ったことであります。

2点目は、道の駅いかりがせき津軽関の庄の関連施設をはじめ、市内指定管理施設の期間更新に伴う、指定管理料の債務負担行為の設定など、所要の補正をしたことであります。

3点目は、この度の米価下落を受けまして、稲作農家に対する緊急支援を行うこととし、その所要額を新規計上したことあります。

4点目は、この度の衆議院議員総選挙に係る選挙経費に予備費を充用したことによりまして、今冬の除雪経費を見据えた予備費予算を追加することとし、所要の計上をしたことあります。

次に、歳入の主な内容であります。14款、国庫支出金では、保育士処遇改善に伴う保育緊急確保事業の財源として、2,669万1,000円を計上しております。

15款、県支出金では、碓ヶ関中央保育園の移転改築事業に対しまして、国庫財源を含めた県補助金分として、7,885万2,000円を計上しております。

16款、財産収入では、先般9月定例会で可決いただきました平賀グラウンドの売払収入として、1億4,767万円を計上しております。

18款、繰入金では、今回補正の財源調整として、財政調整基金を2億7,634万円、市債管理基金を2億円、それぞれ繰り戻すこととしております。

19款、繰越金では、先般9月定例会におきまして、平成25年度決算の実質収支のうち、5,269万1,000円を繰り越すことで承認されておりますので、今回、その所要額を追加計上しております。

21款、市債では、道路新設改良費に係る土木債として5,610万円を追加、さらに、臨時財政対策債の発行可能額確定に伴いまして、4億520万8,000円を追加計上しております。

一方、歳出であります。人事院勧告に伴う人件費調整分として、一般会計の人件費計上科目に1,607万円を追加計上しております。

3款、民生費では、碓ヶ関中央保育所移転改築のための保育所整備事業補助金として、1億1,469万4,000円を新規計上しております。

6款、農林水産業費では、今年度の米価下落の支援対策として、経営所得安定対策加入者の種子購入費に対する助成を実施することとしまして、1,378万2,000円を新規計上しております。

8款、土木費では、今年度予定している碓ヶ関地域の橋りょう長寿命化工事において、塗料にPCBの含有が確認されたことから、その対策経費として2,740万円を追加計上しております。

12款、公債費では、今年度借入額や借入利息の確定、そして、廃止した広船小学校分の繰上償還など、3,008万1,000円を追加計上しております。

13款、予備費では、今般の衆議院議員総選挙の選挙経費に充用したことにより、現在の予備費残額が少なくなってきたことから、今後の除雪対応分を見据え、3,000万円を追加計上しました。

以上が一般会計補正予算案の主な内容であります。

次は、議案第149号平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、7,115万1,000円を追加し、予算の総額を43億1,881万3,000円とするものであります。

補正の内容としまして、歳入では、3款、国庫支出金の療養給付費等負担金に519万円、9款、繰入金では、一般会計繰入金に2,530万9,000円、財政調整基金繰入金に3,974万7,000円、10款、繰越金では、前年度繰越金90万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

一方、歳出では、1款、総務費では、人事院勧告による人件費を61万6,000円、2款、保険給付費では2,785万3,000円、10款、諸支出金では、平成25年度の実績に伴う返還金として、償還金4,267万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

次は、議案第150号平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第2号)であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,179万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ36億4,502万7,000円とするため提案するものであります。

補正の主な内容としまして、人事院勧告に伴う人件費の調整と介護給付費の増加に対応するためのものであります。

まず、歳入では、3款、国庫支出金466万3,000円、4款、支払基金交付金534万5,000円、5款、県支出金300万6,000円、7款、繰入金756万6,000円、8款、繰越金64万2,000円、9款、諸収入57万円をそれぞれ追加するものであります。

一方、歳出では、1款、総務費267万8,000円、2款、保険給付費1,800万7,000円、4款、地域支援事業費70万7,000円、6款、諸支出金40万円をそれぞれ追加するものであります。

次は、議案第151号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,380万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,961万7,000円とするため提案するものであります。

補正の内容としまして、主に人件費の調整分と公債費の減額によるもので、歳入では、4款、繰入金を2,380万9,000円減額し、一方、歳出では、1款、総務費を172万5,000円追加し、3款、公債費を2,553万4,000円減額するものであります。

次は、議案第152号平成26年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ92万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,237万8,000円とするため提案するものであります。

補正の内容としまして、歳入では、1款、繰入金を92万9,000円追加し、一方、歳出では、1款、学校給食費を93万7,000円追加し、2款、公債費を8,000円減額するものであります。

次は、議案第153号平成26年度平川市水道事業会計補正予算案（第3号）であります。

今回の補正は、配水場及び増圧ポンプ場の電気料に不足が見込まれることや、人件費引き上げによる給料等を補正するため提案するものであります。

補正の内容としまして、収益的支出について、営業費用配水分及び給水費の動力費を12万1,000円、総係費の人件費39万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

次は、議案第154号平成26年度平川市下水道事業会計補正予算案（第2号）であります。

今回の補正は、管渠設備及び処理場施設の電気料に不足が見込まれることや、人件費引き上げによる給料等及び排水設備の整備に関する支出

をそれぞれ補正するため提案するものであります。

補正の内容としまして、収益的支出について、公共下水道事業費用を78万5,000円、特定環境保全公共下水道事業費用を67万1,000円、農業集落排水事業費用を235万8,000円それぞれ追加するものであり、その内訳は、電気料が315万円、人件費が66万4,000円となっております。

また、資本的支出については、12月以降も汚水マスの新規設置の要望が見込まれるため、排水設備の整備に要する支出として、公共下水道事業資本的支出の建設改良費を222万円追加するものであります。

次は、議案第155号平成26年度平川市新館財産区一般会計補正予算案（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10万8,000円とするため提案するものであります。

補正の内容としまして、歳入の財産運用収入を1万2,000円追加し、その同額を歳出の総務管理費に追加するものであります。

最後に、報告第10号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてであります。

専決第6号平成26年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算（第1号）について、その専決理由を御説明いたします。

森林総合研究所分収造林地の作業道を修理するため、歳入歳出それぞれ189万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ404万9,000円とし、平成26年10月15日専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

以上が、本日上程しました議案の概要でありますので、議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意並びに御承認を賜りますようお願い申し上げます、議案の説明を終わります。

なお、訂正箇所がございます。

説明要旨20ページ、議案第149号国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）の説明に際し、歳出、1款総務費における補正額を61万9,000円とすべきところを、61万6,000円と説明いたしましたので、謹んで訂正させていただきます。よろしくお願いをいたします。

（市長降壇）

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番

（工藤竹雄議員）

24ページ、議案第154号の4行目ですか。排水設備の整備に要する、ここ関するって私、聞きましたけれども、この点、再度確認。

それと一番最後、資本的支出の建設改良費を228万円を、222万円とこう、説明されたような感じがします。その点、もう一度お願いします。

○議長

市長。自席で。

○市長

ただいま、工藤議員のほうから、説明要旨について御質問がございま

(長尾忠行)

した。

私はそのまま読み上げたつもりでございましたが、もし、例えば24ページの排水設備の整備に要する施設、これに関すると読み上げたのであれば、似たようなものでございますが、要するに訂正させていただきます。

それから下から2行目の建設改良費を222万と申し述べたのであれば、228万でございますので、訂正させていただきます。

○議長

9番、工藤竹雄議員、よろしいですか。

はい。

日程第5、議員提出議案の説明に入ります。

議員提出議案第3号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提出者を代表し、原田議員より提案理由の説明を求めます。

3番、原田 淳議員登壇願います。

(原田 淳議員登壇)

○3番

(原田 淳議員)

3番、新風の会の原田 淳です。

議員提出議案第3号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

一、いま全国で地方議会議員の不祥事が相次ぎ、地域住民から大きな批判にさらされている。当市もその一つであるが、当市の場合は議員個人への批判だけではなく議会という組織への批判も受けている。

一、当市では、公職選挙法違反により、9名の議員が辞職、失職いたしました。7月16日に公職選挙法違反で逮捕されました6名の議員が公判中ではあるが、議員報酬は支給している。

一、市民は、議員が逮捕されたときから議員報酬は支給されていないものと思っている人が多く、議員報酬は辞職、失職するまで支給されていることを知り、市民は議会、議員に対して激怒している。

市民は、なぜ議員だけが、あきれて言う気にもなれない、一般市民であれば職場から追放されてしまうのに等の声が聞かれ、議員活動がままならぬ状況下の中で議員報酬を支給されていることに対し、市民は決して納得しない。

一、議会の信頼と信用を勝ち取るためにも、民意を議会に反映させ、だれもが納得、理解し得る市条例とするべきである。

一、全国の数多くの市町村議会において、議員報酬に関し、議員の不祥事による支給の停止や不支給、さらには月額制から日当制にするなどの条例改正が行われている。

この議案は、議員全員による議員提出議案として提案をしたかったので、議員の皆さんに11月17日に素案を配布し説明をいたしました。納得を得ることができず、再度、11月25日に議員の皆さんと協議をいたしました。

出席いたしました14名の議員の全員の方々、17日、25日のいずれの日にも出席できなかった1名の議員、皆さんは一度は自筆でサインをしていただき15名の議員が署名をしてくれましたが、何があったのか、今日までに署名を撤回した議員が5名おり、提出議員が10名となりました。

撤回した議員は市民にどう説明をするのか、私は心配をしております。まことに残念なことです。

この案は多くの民意であるということを忘れてはならない。議員は市民の声を議会に届け、その実現に向け努力するものと私は思っております。

そしてすべての議員は、議案に対してなぜ賛成したのか、なぜ反対したのかを市民に説明責任を負わなければならない。この問題は派閥に左右されてはならない。市民は見ています。そして市民本位の政治をしていこうではありませんか、平川市民のために。

どうか、提案の趣旨を御理解いただき、議員全員の賛同を得られるものと思っております。

よろしくお願いを申し上げ、議員提出議案第3号の提案理由といたします。

(原田 淳議員降壇)

○議長

以上で提出者からの提案理由の説明は終わりました。

去る11月28日に開催された議会運営委員会において、議員提出議案第3号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、委員会付託を省略し、本日直ちに審議する議事日程と決定されました。

お諮りいたします。

議員提出議案第3号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

6番、大川 登議員。

○6番

(大川 登議員)

確かに原田さんの言うこともわかるのですが、これいま実際6名の議員がまだいま公判中ということで、その人たちから同意が得ていないということで、訴えられる可能性があるかと。

それは市に対して訴えられる可能性があるわけですし、そうなりますと大体もらう権利があるものですから、それは当然そうなると思われるんです。すると市に賠償責任が生じてくると。

○議長
○9番
(工藤竹雄議員)

私ら議員ですけれども、やはり市に御迷惑かけることはできないので、私はどうしても賛成しかねるということで取り下げさせていただきました。ということをお願いしておきます。

9番、工藤竹雄議員。

ただいま提案の中で、派閥の関係も申し上げてございますけれども、我が派閥はそういうことはいたしてございませんので、できれば撤回していただきたいとそう思っております。以上です。

○議長
○3番
(原田 淳議員)

3番、原田 淳議員。

はい、3番。

いや、拓新会のことを言っているのではございません。あくまでも、そういう派閥では、この案についてはかかわらないように、自分の意思で賛同していただきたいということですので、御理解願いたいと思っております。以上です。

○議長
○9番
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

派閥に関していないと言っていました。いま我が派閥は3グループですか、あとは一人会派でございます。ということは、いま賛同している、特に賛同している、提案の中で5名の方々が参加しているわけですね。どっちかという。そういうことからいうといまの発言は、正しいのかと私はそう思っております。

○議長

9番、工藤竹雄議員、原田 淳議員の答弁必要ですか。

(「求めません」と呼ぶ者あり)

○議長

はい。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終わります。

原案に反対の討論の通告がありますので、18番、齋藤英仁議員の反対討論の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

18番、齋藤英仁議員。

○18番
(齋藤英仁議員)

18番、齋藤英仁です。

議員提出議案第3号である、平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、これについて反対討論をさせていただきます。

さて本日は、この条例案に私が反対する根拠として、二つの事柄についてお話したいと思います。

一つ目は、この条例が対象とする相手についてであります。

二つ目は、この条例によって生じるすべての結果について、その責任をだれが負うのか、これについてであります。

まず一つ目は、条例の対象者についてであります。

この条例は議員報酬の支給停止に関する条例などから、対象は議員に

決まっているだろうと、そうお考えの方も多数おられるかと思いますが、私が申し上げたいのはそういうことではありません。

この条例をつくるべし、この規定を盛り込むべしとお考えになった当時、皆様の頭の中に占めていたのは、目の前の平川市長選挙事件ではありませんかというお話です。

確かにこの事件は、当時の議会議員のほとんどが関係した情けない事件ではありました。そこに対する反省をもとに、この条例案の策定に思い至ったと、そこまで私は理解できます。

しかし、いざ条例の策定する段階では、過去にとらわれず未来へ向けて考えるべきであります。本来の議員や議会を想像し、この条例は相応しいかと考えるべきであります。この事件の関与を疑われている目の前の議員や、刑の確定した目の前の元議員を許せない、憎らしいと思う気持ちでつくっては、正確な判断は曇らせてしまうかと思えます。

この条例案では、議員が刑事事件で逮捕・勾留などの処分を受ければ、報酬の支給停止を行うものですが、逮捕から刑の確定までは長い時間と多数の手続きと正しい判断が必要になります。

逮捕され、捜査され、取り調べられ、証拠を集められ、起訴され、裁判され、判決が下され、そして場合によっては控訴や上告され、再び裁判が続くわけであります。

その入口も入口、逮捕された時点で報酬の支給停止をするというのは、私には到底冷静な判断とは思えません。

嫌疑不十分や嫌疑なし、起訴猶予などを理由に不起訴処分と、そういう処分の場合もあるであります。警察の間違いもありえないとは言えません。当たり前でありますが無罪もあります。その場合は後で支給するのだからいいだろうというのは、あまりに乱暴すぎる議論だと思います。

住民の代表者である私たち議員には、その横に数多くの住民が立っているのであります。議員を軽んじ、ひいては住民を軽んじることは、軽々しくなすべきことではありません。もし仮に、これら刑が確定するまでの期間に選挙を迎え、その議員が当選した場合、住民になんと説明するおつもりでしょうか。

どうしてもというのであれば、刑が確定した後で、支給済みの報酬を返還請求できる仕組みを、模索するべきではないでしょうか。そう私は思うのであります。

さて二つ目は、条例の責任を誰が負うのかであります。

これもまた、当然行政の責任であろうとお考えの皆さんが多数おいでかと思いますが、私が申し上げたいのは、責任を負うのは、その前に責任者の判断が必要だということであります。

この条例案では、判断する者が不在です。辛らつな言い方を許していただくなら、この条例では支給停止について、議会も行政も自ら判断を

放棄し、逮捕する警察の判断に委ねているということでもあります。

全員協議会であれ、なんであれ慎重な審議をし、議会の議決をもって支給停止を決定する。こういう形ではないということです。

私はこの条例で、ここが一番理解できないところでもあります。

住民の代表者たる議員に向かって、「あなたの報酬を支給停止にするかどうかを私たちは自分で判断しない。警察が疑わしいと言ってるから、中身はよくわからないが、とりあえず停止することにした。もし、間違いであれば後で裁判で訴えてくれ。負けたら費用や賠償は税金で払うから。」と、そう宣言しているに等しい点であります。

あえて責任者を問うとするならば、この条例を提出した皆さんと、議決した議会でしょう。

自ら判断もせず、オートマチックに処理された事案に対して、皆さんはどのような形で責任を取られるおつもりでしょうか。この点だけでも御回答願いたいと考えております。

先般の補欠選挙を経て、我が平川市議会が再生の途上にある中、多くの議員から頻繁に耳にするようになった言葉があります。「市民感情」と「民意」という言葉であります。

住民の代表者である以上、我ら議員が「市民感情」と「民意」によって立つ存在であることには疑いがありません。ですから、私たちがなにか行動を起こそうとする、その動機の中に「民意」があるのはとても大事なことです。

しかし、判断の根拠として「市民感情」や「民意」を用いることはどうでしょうか。

私が日ごろ接している市民はこう言っているから。私が普段読んでいる新聞では、市民がこう思っているらしいから。だからこの判断は正しいと考えている。これは思考停止に等しいと私は思います。自分の頭で考えるべきであります。

あなたがこういう理由で、こういう根拠で、報酬の支給を停止すべきという声がまったく伝わってこないのであります。

議会が批判されているから停止する。信頼と信用を勝ち取るために停止する。民意を反映させるために停止する。提案理由にこう書いてあります。

しかし、そこには疑わしいというだけの状況で支給を停止しなければ、住民の不利益が避けられない理由が一行も書いてありません。議員本人の判断の理由が見えてきません。この状況で未来に対して皆さんは責任を持てるのでしょうか。

いざ問題が起きたときに、「いや当時は、市民感情や、また民意がそう求めていたんだから、私には責任がない。」という台詞を私は聞きたくもないし、言いたくもないのであります。

冷静になって、今一度考えてみてください。議員は行政サイドではな

く、住民サイドの生き物であるという事実を思い返してください。以上で終わります。

○議長

引き続き、原案に反対の討論の通告がありますので、9番、工藤竹雄議員の反対討論の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

9番、工藤竹雄議員。

○9番

(工藤竹雄議員)

議員提出議案第3号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論いたします。

まず、提案理由について答えていきますけれども、民意は非常に大事でございます。ただし、私ども議員は法律、規則に定められ、それらを論ずることが我々の任務でもあります。責務でもあります。

そこで日ごろ、皆さんが、議員自らが、どういう議員活動をなされ、これらの問題を説明をされているのかっていうのが、一つの大きな問題あります。

そしてまた、地方自治法の203条、普通地方公共団体はその議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならないとされています。はたしてこれの整合性をどう説明されるのか。

そして条例の件でございますけれども、不祥事の内容によって異なると思いますけれども、全国的にも市町村である説明でした。これらについては、議員全員の提出名で提出されているものかとも思われるし、議員活動も積極的になされている現在、なぜいまなのか疑問を抱きます。

自治省の事務提要にこの前説明ありました、いわゆる議会の議員に対して期末手当を支給しないことができるのかという、これありました。

法律上、議員報酬及び費用弁償は地方公共団体として必ず支給しなければならない義務を負うものであり、これを受ける権利は公法上のものであって、条例をもってこれを支給しないことを定めることは許されません。ただし、期末手当は別であります。

こうしたことから、もう一つは公法上、公の法律とは、国と個人の間を規制する法律である。のことから、全議員の提出者が必要ではないだろうかと私は思っております。

よって、法に反することはできません。先ほど、大川議員も言いました。万が一、市に責任を負わさせることがあってはならないのです。この件については、慎重に行動する必要があります。議論を尽くし、事の基礎をつくり、改選後に条例案を提出することが、私は本筋ではないでしょうか。

納得のできない結論の出ないまま、提出者名に署名された議員、勇気と奮起を求め、反対討論を御理解いただき、御賛同くださいますようよろしくお願いをいたしまして、反対討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長

次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議員提出議案第3号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。
(「投票」と呼ぶ者あり)
(「賛成」と呼ぶ者あり)
- 議長 ただいま、議員より、採決方法について投票による表決との意見がで
ました。
会議規則第71条の規定により、投票に賛成の方の確認をいたします。
お諮りします。
投票による表決に賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
- 議長 会議規則第71条の規定により、出席議員の5分の1以上の賛成があり
ますので、表決の方法は投票に決しました。
投票表決の方法ですが、記名と無記名のどちらにしたほうがよいか、
御意見ありませんか。
(「無記名投票」と呼ぶ者あり)
(「記名投票」と呼ぶ者あり)
- 議長 両方の御意見がありますので、会議規則第71条第2項の規定により、
いずれの方法によるかを無記名投票で決めます。
これより、表決方法について採決します。
記名投票によるべしとの要求について採決いたします。
この表決は、無記名投票をもって行います。
議場を閉鎖します。
(議場閉鎖)
- 議長 ただいまの出席議員数は議長を除き17人であります。
投票用紙を配布願います。
(投票用紙配布)
(「もう一回説明してください」と呼ぶ者あり)
- 議長 はい。
記名投票によるべしとの要求について採決いたします。
この表決は、無記名投票をもって行います。
投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
(投票箱点検)
- 議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は無記名投票であります。

記名投票によるを可とする方は賛成、否とする方は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

○事務局長

はい、それでは点呼いたします。

1番、三浦純一議員。

(議長を除き出席議員の議席番号・議員名点呼、投票)

20番、古川敏夫議員。

○議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定に準じて、立会人に齋藤律子議員、齋藤政子議員、三浦純一議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、立会人は齋藤律子議員、齋藤政子議員、三浦純一議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

(立会人登壇、開票)

○議長

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票17票、

無効投票0票。

そのうち、

賛成票6票、

反対票11票。

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、記名投票は否決されました。

これより、議員提出議案第3号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長

ただいまの出席議員数は議長を除き17人です。

- 投票用紙を配布願います。
(投票用紙配布)
- 議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
(投票箱点検)
- 議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は無記名投票であります。
本議案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票を願います。
なお、重ねて申し上げます。
投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。
- 事務局長 それでは点呼いたします。
1番、三浦純一議員。
(議長を除き出席議員の議席番号・議員名点呼、投票)
- 議長 20番、古川敏夫議員。
投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
(議場開鎖)
- 議長 開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定に準じて、立会人に工藤輝昭議員、小野敬子議員、佐藤 雄議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、立会人は工藤輝昭議員、小野敬子議員、佐藤 雄議員を指名いたします。
立会人の立ち会いをお願いいたします。
(立会人登壇、開票)
- 議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。
有効投票17票、
無効投票0票。
そのうち、

賛成票 8 票、
反対票 9 票。
以上のとおり、反対が多数であります。
よって、本案は、否決されました。
（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長

11時50分まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時50分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
議員提出議案第 4 号平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案
を議題とします。

提出者を代表し、齋藤政子議員から提案理由の説明を求めます。

11番、齋藤政子議員登壇願います。

（齋藤政子議員登壇）

○11番

（齋藤政子議員）

市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案の提案理由を述べさせて
いただきます。

公職選挙法違反により、平川市議会が市民に多大な不信をもたらした
責任は非常に重大であり、今年 7 月に行われました平川市議会議員補欠
選挙の執行経費についても市民から多大な不満の声があり、議員自ら同
額相当の議員報酬を減額するため提案するものであります。

その内容は、議員報酬50パーセントの減額。期間は、平成27年 1 月 1
日から平成27年 7 月31日まで。総額として1,889万3,000円であります。
なお、条例の中の第 2 条 3 項で述べておりますが、この条例は議会が解
散した日、または平成27年 7 月31日のいずれから早い日まで、その早い
日にその効力を失います。

市民の議会に対する信頼を少しでも回復できますようお願い、この提案
をいたしました。議員の皆様には、趣旨を御理解の上、この条例に対し
てぜひ御賛同をお願いいたします。

（齋藤政子議員降壇）

○議長

以上で提出者からの提案理由の説明は終わりました。

去る11月28日に開催された議会運営委員会において、議員提出議案第
4 号平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案については、委員
会付託を省略し、本日直ちに審議する議事日程と決定されました。

お諮りいたします。

議員提出議案第 4 号について、会議規則第37条第 3 項の規定により委
員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

13番、齋藤律子議員。

○13番

齋藤律子です。

(齋藤律子議員)

それでは、提出者について6名となっておりますがお尋ねをします。

11月の25日に説明を受けましたけれども、この時に提出者を多く募って賛成したほうがいいのではないかと思ひ、賛成してもいいよと述べましたが、断られた経緯がありますのでお尋ねをいたします。

普通ならば、これを可決したいために多くの賛同者を募るものですが、当初、いま6人ですが3人でやると。その断ったのはなぜでしょうか。お知らせください。

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番

提出者の一人として、あるいはまた、この条例に関する件について携わった議員としてかわって報告いたします。

(工藤竹雄議員)

もともと議員提出というのは2名あればいいことであって、数が多いから、少ないからという意味ではございません。ですから、私どもの残っている3名でというふうな考えをいたしましたけれども、その当日の時に賛同を得られたと、提出者が名前を貫いたということだけでございます。以上です。

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番

ただ、多く提出者があつたほうが有利とか、何とか、そういう問題ではないんで、その点を御理解願いたいと思います。

(工藤竹雄議員)

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

断られた気がしておりますが、大変残念です。

(齋藤律子議員)

それですね、提案理由に対してお尋ねをいたします。

提案理由が先ほど、齋藤政子議員のほうから読み上げられましたが、この文言の取り方では大変不快に思う、何とかしっくりいかないということでお尋ねをします。

今回、提出者として名前を連ねた6名は、拓新会のメンバーであります。それで提案理由が、公職選挙法違反により平川市議会が市民に多大な不信をもたらした責任は非常に重大であると、こうなっております。

率直に申し上げれば、この拓新会が今回、たくさんの公職選挙法違反者をだした会派でもあります。そういうことからすれば、前出の議員提出議案3号では、個人の責任も明記されておりましたが、今回は議員個人の責任はここに一言も書かれておりません。

私も平川市議会の一員ではありますが、まったく無縁な立場でありますので、このことは非常に引かかるわけです。

どうして個人の責任を書かなかったのかどうか。市議会全体が確かに騒がれた責任というのは非常に重大であります、この中にも補欠選挙で出てきた人たちは無縁なわけですので、そこは皆さんと一緒に道連れにするわけです。

そういうことで、本当に引っかかるんですが、どうして個人の責任を書かれなかったのですか。

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番

(工藤竹雄議員)

いま裁判の中で、確定しているわけではございません。確かに議員として報酬ももらっていることであります。我が会派の一員であることは事実でございますし。

ただ、いま個人の議員の名前が出ない。ただ、この中でも市会議員が市民に多大な迷惑をかけた。そういうことであれば、市会議員の議会人として、何とかその点を理解をしていただきたいと。そう思っております。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

私は、個人の名前を書けと言ったのではないんです。個人の責任もまずあるということ、個人の責任は大きいんですが、この大きな全国に汚名を広めたということでは、市議会が総称として使われているわけです。

そういうことで、それが議会の一員と、それは自分でも自覚しておりますが、もうそれだったらそれで会派にこの提出者として名前を連ねるということのときに、はっきりとあなたとは組めないということはおっしゃるべきではなかったでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番

(工藤竹雄議員)

あの、私、頭悪いから理解できかねないんですけれども、まだ議員として我が会派の一員でございます。それは理解していただきたい。そういうふうに思います。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

会派の一員だということは、会派の擁護につながりませんか。

やっぱり本気でこれを可決したいと思ったら、多く提出者を募るべきじゃなかったですか。それをやらなかったということは、本気でないと受け取っても仕方がないことじゃないですか。

本当は可決をしてほしくない。そういうふうに私は受け取っています。答弁はいりません。

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番

(齋藤政子議員)

答弁ではありませんので、私の思いです。

提案したものとして、可決しなくてもいいというようなことはまったくありません。また、会派がどうか、議員一人ひとりが書かれていないとか何とか言ってますけれども、平川市の議会そのものが非常に責任があると思います。いろんな報道とかされて全国的に。

そのためにも、私たちいまこの平川市の議員として、一人ひとりがその責任を負うべきじゃないかと思います。

補欠選挙で当選された方には、非常に迷惑がかかるかとは思いますが、今現在、議員としてやっている以上、市民の信頼を勝ち取るために少しでも信頼を回復するために、全員一致でぜひ可決してほしいと思います。

可決しなくてもいいという思いで出したものではまったくありません。ぜひ御協力をお願いいたします。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終わります。

原案に反対の討論の通告がありますので、18番、齋藤英仁議員の反対討論の発言を許します。

討論は自席でお願いいたします。

18番、齋藤英仁議員。

○18番

18番、齋藤英仁です。

(齋藤英仁議員)

議員提出議案第4号である、平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案について、反対討論をさせていただきます。

この条例案は、ここでもまた私が反対する根拠として、二つの事柄、先ほどもありましたけれども、二つの事柄についてお話したいと思います。

一つ目は、公職選挙法違反事件、いわゆる平川市長選挙事件であります。

二つ目は、補欠選挙の執行経費についてであります。

まず、間違いのないように、この条例案の提案理由を再度読み上げます。公職選挙法違反により、平川市議会が市民に多大な不信をもたらした責任は非常に重大であり、本年7月に行われた平川市議会議員補欠選挙の執行経費についても不満の声があり、議員自らが同額相当の議員報酬を減額するため提案するものであると。間違いありませんよね。

では、一つ目の公職選挙法違反事件についてのお話であります。

この条例案の提案理由では、「平川市議会が市民に不信をもたらした」とありますが、これは事実と反しています。法を犯し、市民に不信を与え、不信をもたらしたのは、有罪判決を受けた元議員の方々であります。

また、「公職選挙法違反により」とありますが、平川市議会はそんな法令違反の主体とはなりえません。市議会は法令違反の主体とはなりえません。平川市議会が議決をもって公職選挙法違反を互いに約束をし、市長選挙を迎えたなどという話は聞いたことはありません。

もうそろそろ、市議会という自然人ではないものを主体として、つまり主語として責任論を展開するのは、やめにしたほうがよいと思います。責任の所在、これらがぼやけてしまうだけです。

それとも、この条例案を提出した皆さんは、「市長選挙事件の責任は私

にある」と宣言するつもりなのでしょうか。

逆に、「平川市議会に責任はあるが、私には責任がない」とか、「平川市議会にも、私にも責任がある」というお話なのでしょうか。

どれをとってみても、いかにも筋の悪い論立てだと、私は思っております。ましてや、今現在の議会を構成する議員の中には、事件後の補欠選挙を経て、新たに議員となった者も多数含まれているのであります。

議会の再生を胸に誓って前へ進もうとする人間を、市議会というくくりで侮辱するのは、そろそろやめていただきたいと思います。

次に二点目ですが、同様に提案理由の中に「補欠選挙の執行経費についても不満の声があるので、議員報酬を半減させて補てんすべし」とありますが、不満を向ける先が間違っていると私は思います。

考えてみてください。あなたの地元に必要な人がいたら皆さんはどうします。

例えば、私の妻は料理が下手だ。非常に不満である。ひいては同じ集落に住むあなたが、責任をとって私のご飯を買ってきなさい。こう言われたらどうしますか。私だったらお付き合いを考え直すでしょう。皆さんはどうでしょうか。

この場合も、原因と結果に因果関係が認められません。罪を犯してもいないのに責任を取るべきだとか、そもそも事件当時に議員の身分にさえなかったのに、市議会の一員として考えろとか、本当に市議会の未来を見据えてのお考えでしょうか。

確かに私の周りにも、補欠選挙の費用に関して不満をもらす人間はいます。しかし、それは執行経費を無関係な罪のない議員に求めろとか、そもそも補欠選挙はしなくていいとか、そんな乱暴な議論を展開する住民はいません。

皆さんの周りには、本当にそんな無茶な要望をする住民であふれているのでしょうか。私にはどうしても信じられません。

補欠選挙の執行経費は税金で賄われ、また高額であります。本来であれば、他の行政の原資として活用できたはずの大切なお金であります。

でも、補欠選挙をしなければ議会が機能せず、結果としてその金額以上に住民が不利益を受けることになるのだということを、私たち平川市の住民は理解してくれるのではないのでしょうか。

そして、何より住民が我々議員に求めているのは、本来の議会活動・議員活動を全うすることであり、住民の利益になる仕事の成果でしょう。身銭を切って頭を下げれば、理屈はでたらめでも良いなどという住民がいるとは、私には信じられません。

報酬削減の提案が度々続くばかりの議会の姿を、本当に市民が望んでいるのか。私たちがなすべきは何なのか。今一度深く考えていただきたいと思います。

信用や信頼は、結果として後についてくるものであって、信用や信頼

の獲得を目的として事をなすのは本末転倒です。

議会や議員がなすべき仕事は何か、住民はどのような成果を求めているのかという、本来の私たちの役目に、いち早く立ち返ろうではありませんか、皆さん。以上であります。

○議長

次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

17番、佐藤 雄議員。

○17番

(佐藤 雄議員)

ただいま、18番議員が反対討論いたしました。私も補足して反対討論したいと思います。

○議長

反対討論ですか。

(「じゃ、意見を述べます」と呼ぶ者あり)

○議長

討論、いま賛成者の討論を許しますと言ったんですけど。

6番、大川 登議員。

○6番

(大川 登議員)

賛成の立場から言わせていただきます。

前回は同じような、まったく違うんですけども、がなされましたが、私はその時は反対しました。

私は補欠選挙の間に、民主主義を守るというふうな触れ合いで戦ってきました。しかし、前回の場合まったく民主主義、民主主義というのは合議が原則です。前回の時にはまったく説明もなく、ただ出した。自分の権利があるから出したというだけであって、まったく議論も何もしてなかったということで、まさしく非民主的なために私は反対いたしました。

今回の場合、しっかり議論もしましたし、説明もしていただきましたので、私も何らかのけじめをつけないといけないという思いです。ですので賛成いたします。これは何度も言うように、道義的責任です。ということで、賛成いたします。

○議長

ほかに討論ありませんか。

17番、佐藤 雄議員。

○17番

(佐藤 雄議員)

はい、17番。

第4号議案について、意見を申し述べさせていただきます。

この提案理由で、冒頭申し上げておりますが、公職選挙法違反により平川市議会が市民に多大な不信をもたらした責任は非常に重大でありと申し上げておりますが、平川市議会が何かを決議して行われたものではなく、この事件はそれぞれの議員がそれぞれの違法行為によって発生したものであります。議会が決議したとか、そういうものではありません。

二つ目、議員補欠選挙のその費用については、選挙そのものが法の定めるところにより行政の義務であります。よって補欠選挙が行われたものでございます。連名者においては提訴中の方々もおおり、その渦中の中での提案であり、不愉快な提案であり。公判控え、不確実性の提案であります。

いま一つは、補欠選挙によって当選された議員並びに無関係議員にお

いては、何らその費用において関係なく、一律負担にはその理由がありません。

また期間中に、議員不足に至る恐れがあります。すでに辞職された議員においては、議員失職ということで償いをしているのでございます。さらにこの議員団の中には、団長がいたわけであり、団長をして公式に市民に対しこれは、これっぽっちの声明などありませんでございました。

通例では、代表者たる人がその道義的責任を取って、幕を下ろすのであります。なぜ、無関係議員、道連れにするのでしょうか。

先ほど3号議案でも述べられた18番議員並びに9番議員が、危惧を言われましたが地方自治法に抵触する恐れのある提案であります。結果いかんによっては、訴訟があるものと思います。

よって、この提案は未完の提案であり、提案に値しない提案でありますので、反対するものであります。以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議員提出議案第4号平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案について採決します。

(「議長、投票」と呼ぶ者あり)

(「議長、無記名」と呼ぶ者あり)

(「起立」と呼ぶ者あり)

○議長

暫時、休憩します。

午前12時20分 休憩

午前12時20分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、採決方法について投票による表決との意見がでました。

会議規則第71条の規定により、投票に賛成の方の確認をいたします。

お諮りします。

投票による表決に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

会議規則第71条の規定により、出席議員の5分の1以上の賛成がありますので、表決の方法は投票に決しました。

投票表決の方法ですが、記名と無記名のどちらにした方がよいか、御意見ありませんか。

(「無記名投票」と呼ぶ者あり)

○議長

ただいま、無記名投票という御意見がありました、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長
○20番
（古川敏夫議員）
○議長
- （「記名」と呼ぶ者あり）
20番、古川敏夫議員。
記名投票をお願いします。
- 両方の意見がありますので、会議規則第71条第2項の規定により、いずれの方法によるかを無記名投票で決めます。
これより、表決方法について採決いたします。
記名投票によるべしとの要求について採決いたします。
この表決は、無記名投票をもって行います。
議場を閉鎖いたします。
（議場閉鎖）
- 議長
- ただいまの出席議員数は議長を除き17人であります。
投票用紙を配布願います。
（投票用紙配布）
- 議長
- 投票用紙の配布漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長
- 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
（投票箱点検）
- 議長
- 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は無記名投票であります。
記名投票によるを可とする方は賛成、否とする方は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票を願います。
なお、重ねて申し上げます。
投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。
よろしいですか。
（「議長、もう一回」と呼ぶ者あり）
- 議長
- はい。
記名投票によるを可とする方は賛成、否とする方は反対と記入してください。
よろしいですか。点呼をお願いします。
- 事務局長
- そうすれば点呼いたします。
1番、三浦純一議員。
（議長を除き出席議員の議席番号・議員名点呼、投票）
20番、古川敏夫議員。
- 議長
- 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長
- 投票漏れなしと認めます。

- 投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
(議場閉鎖)
- 議長 開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定に準じて、立会人に石田昭弘議員、齋藤政子議員、大川 登議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、立会人は石田昭弘議員、齋藤政子議員、大川 登議員を指名いたします。
立会人の立ち会いをお願いいたします。
(立会人登壇、開票)
- 議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。
有効投票17票、
無効投票0票。
そのうち、
賛成票4票、
反対票13票。
以上のとおり、反対票が多数であります。
よって、記名投票は否決されました。
これより、議員提出議案第4号平川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案について採決します。
この採決は、無記名投票をもって行います。
議場を閉鎖します。
(議場閉鎖)
- 議長 ただいまの出席議員数は議長を除き17人であります。
投票用紙を配布願います。
(投票用紙配布)
- 議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
(投票箱点検)
- 議長 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は無記名投票であります。
本議案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票を願います。

○事務局長

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼させます。

それでは点呼いたします。

1番、三浦純一議員。

(議長を除き出席議員の議席番号・議員名点呼、投票)

20番、古川敏夫議員。

○議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定に準じて、立会人に原田 淳議員、工藤竹雄議員、齋藤英仁議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、立会人は原田 淳議員、工藤竹雄議員、齋藤英仁議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

(立会人登壇、開票)

○議長

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票17票、

無効投票0票。

そのうち、

賛成票7票、

反対票10票。

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、本案は、否決されました。

昼食等のため、13時30分まで休憩いたします。

午後12時39分 休憩

午前1時30分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、人事案件に入ります。

議案第126号の人事案件について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第126号の人事案件は直ちに審議することに決定しました。

議案第126号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議案第126号人権擁護委員候補者の推薦について採決します。

議案第126号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第126号については、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案付託に入ります。

「提出議案目録」及び「議案の付託先案」について、御手元に配布してありますので、御参照願います。

去る12月1日に開催された議会運営委員会において、議案第127号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案から議案第140号市有財産の無償譲渡について、及び議案第148号平成26年度平川市一般会計補正予算案(第4号)から議案第155号平成26年度平川市新館財産区一般会計補正予算案(第2号)の計22件の議案については、委員会付託を省略し、最終日、議員全員で審議する議事日程と決定されました。

お諮りいたします。

議案第127号から議案第140号、及び議案第148号から議案第155号の計22件について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第127号から議案第140号、及び議案第148号から議案第155号の22件は、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議することに決定しました。

日程第8、議案審議に入ります。

去る12月1日に開催された議会運営委員会において、指定管理関係の議案でもあります、議案第141号から議案第147号については、委員会付

託を省略し、本日、議員全員をもって審議し、直ちに採決する議事日程と決定されました。

お諮りいたします。

議案第141号から議案第147号の計7件について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第141号から議案第147号の7件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

議案第141号平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

9番、工藤竹雄議員。

○9番

(工藤竹雄議員)

ちょっとお尋ねしたいのは、指定管理の期間についてじゃなくて、いわゆるおのえ企画は非常にいい決算を迎えられていると。その中で、私が尋ねたいのは、水道料金が非常に高いんです。水道料金が。その中で、27年、28年、いま大規模な改修工事さるか荘あるわけですけども、その点について水周りの関係とか、そういったものもみんな含まれた工事になるのか、その点ちょっと詳しく教えてください。

○議長

経済部長。

○経済部長

(奈良 進)

議員御指摘のとおり、今現在、漏水箇所があります。その箇所の特정이ちょっと不可能でありまして、それらを全部含んでの、これからの工事の内容になっていくことと思います。以上です。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第141号平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第141号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第142号平川市駅前駐車場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第142号平川市駅前駐車場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第142号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第143号平川市津根川森牧野の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

16番、成田敏昭議員。

○16番

農林部長にお尋ねいたします。

(成田敏昭議員)

これ関係部だと思うんですけども、期間はこれ3年というのは、何を基準に3年にしたのか。牧場やっれば、やっぱりある程度長い期間で考えていくのが妥当だと思うんですが。その辺についてお尋ねします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

御指摘のとおり、いまこれは指定管理期間が3年であります。この施設であります。避難者、牛を例えば雷等の時に避難させる小屋、それから乾燥庫等がありますがちょっと老朽化しておりまして、なおかつ、水源の水質調査もしておるんですが、時にはちょっと基準をオーバーすることもありえますので、5年、安定した期間5年とか長い期間でですね、指定管理する時に指定管理者がこれを受けられないというふうなこともありますので、いまのところは3年間でですね、継続する、継続するというふうなことで更新していきたいと、そのように両者が考えているところでありまして。以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第143号平川市津根川森牧野の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第143号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号船岡集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第144号船岡集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第144号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号平川市碓ヶ関育苗施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第145号平川市碓ヶ関育苗施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第145号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第146号平川市地域特産品生産施設、平川市かわや棟、平川市文化観光館、平川市碓ヶ関所及び平川市温泉交流館「御飯屋御殿」の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

- これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
次に、議案第146号平川市地域特産品生産施設、平川市かわや棟、平川市文化観光館、平川市碓ヶ関関所及び平川市温泉交流館「御仮屋御殿」の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第147号平川市久吉温泉自然休暇村たけのこの里の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。
これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
16番、成田敏昭議員。
- 16番
（成田敏昭議員） 先ほどは、道の駅の部分については5年という契約で、指定管理を承認したわけですがけれども、このたけのこの里については期間が2年ということになっていきますけれども、この中身について、何で2年なのか。お知らせください。
- 議長 碓ヶ関総合支所長。
○碓ヶ関総合支所長（工藤久富） はい。
たけのこの里の指定管理の期間でございますけれども、前回までは3年で指定管理をしておりました。しかし、施設の老朽化、経費の増、収入の減等によりまして赤字が増えておりますので、今回は2年間とし、今後のあり方を検討していくことにしたものでございます。以上です。
- 議長 16番、成田敏昭議員。
○16番
（成田敏昭議員） 建物の老朽化とか、施設の老朽化わかりますけれども、その2年間で終わるわけでないわけですので、できれば長く継続して、開発のほうにやってもらうことによって、観光施設としていろんな形で引き継ぐわけですので、長くやってもらったほうが関の人もそうですけれども、来る御客様についても喜ぶと思うんですけれども。
その辺についていろいろ話は聞いています。大変、金のかがって、その割りに利益が上がってないということで話にも聞いてますけれども、なにせあすこは、観光施設としては久吉のたけのこの山に行くには、施設があったほうがいろいろな関係で便利なわけなんです。

その辺もうこの2年ってかがってまった以上、これをどうのこうのと言えないわけですが、長く長く使えるように、また開発のほうにはやってもらえるような環境づくりを何とかつくってほしいんですけども、その辺、市長どう考えていますか。市長にお尋ねします。

○議長

市長。

○市長

たけのこの里に関しましては、何度か見に行きました。その中であって、碓ヶ関開発のほうとしてでも、いまの指定管理料と赤字でとてもやりきれないと。そういうふうなお話もお伺いしました。

(長尾忠行)

また、先ほど支所長の言いましたように、コテージですか、ああいう建物も下のほうはかなり雪の影響もあるんでしょうけれど、老朽化して腐ってきております。それに、あすこの排水、そのものはダムの下までいま全部パイプでやっています。その詰まり等も出てまいりました。

そういうことを考えると、また、合わせて途中行く道路の斜面の崩落の可能性も出てまいっております。

ですから、あすこを安全で通年に使用するというふうになると、相当な出費が出てくる可能性があります。そういうさまざまなことを考えながら、今回は地域の方の要望もありましたので2年程度、碓ヶ関開発のほうに指定管理していただいて、今後の状況、推移を見ながら判断したいなというふうに思っています。

確かに夏場は県外、秋田ナンバーの車も多く見受けられます。ただ、残念ながら地元の平川市の人たちが、あまり多く使っていないというのが現状のようございまして、できうればそういう宣伝もしながら、いま碓ヶ関開発のほうでやっているようであります。

現状がそういう状況でありますので、そういうふうなところを勘案しながら、進めてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長

16番、成田敏昭議員。

○16番

確かに時間がたてば建物も老朽化するし、いましゃべったみたいにダムがあるということで、排水口についてはなかなか問題があって、ダムの下までパイプで流しているという問題もあると私も承知しています。

(成田敏昭議員)

これを何とか排水の部分について、例えば水貯めを何箇所かつくって、何箇所に流して、ろ過してダムに流してやっていけないのがなあっていう気がするんですけども、その辺こう見た段階では市長どう見てましたか。

○議長

市長。

○市長

排水の問題に関しましては、やはり久吉ダムそのものが碓ヶ関地区と大鰐町の飲料水の源になっております。そこに、例えばいわゆる生活排水、あるいは温泉排水、それらを入れることは好ましくありませんし、それは避けなきゃならないというふうに思っています。

(長尾忠行)

途中に、ろ過する施設等をつくったらどうかということではありますが、そういう場合はいままで以上に莫大な経費がかかっていきますので、その辺のところを勘案しますと、いまパイプの目詰まり等、中のほうの詰

まりに関しては途中、途中でこうちょっと切って、補修しながらいま使っておる状態で、まだそういう状態で使わざるを得ないのかなというふうに思っています。

ただ、本格的に詰まってどうしても流れなくなった場合は、どうにかその辺のところの対応は考えなきゃならないんで、議員御指摘のように途中にそのろ過装置を付けたほうがいいのか、それともパイプを新しく取り替えたほうがいいのか、そういうふうな費用と効果その辺のところが出てくると思いますので、今後の課題になると思っています。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第147号平川市久吉温泉自然休暇村たけのこの里の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第147号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、報告案件に入ります。

報告第10号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第6号は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

専決第6号平成26年度平川市大字大光寺財産区補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

専決第6号平成26年度平川市大字大光寺財産区補正予算(第1号)に

○議長

ついて採決します。

本件を、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、専決第6号は承認することに決定いたしました。

日程第10、請願の趣旨説明に入ります。

請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書採択の請願を議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

13番、齋藤律子議員、登壇願います。

(齋藤律子議員登壇)

○13番

(齋藤律子議員)

請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書採択の請願について、紹介議員として趣旨説明を行います。

若者を一人も戦場に送ってはならない。自衛隊員を一人も戦死させてはならないという一心から、請願第4号の紹介議員を引き受けることに至りました、13番、齋藤律子です。

日本の人口の中で戦後生まれが多くを占めるようになり、憲法9条のもと70年近く続いてきた戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認の国が戦争のできる国、戦争する国に変えられようとしています。

平成26年7月1日、安倍自公政権が行った集团的自衛権行使容認の閣議決定は、戦後の日本の国のあり方を根底から覆す危険性を、平和を望む多くの国民に与えています。

9条の解釈改憲は、戦後一貫して確立してきた立憲主義を否定することから、憲法学者や文化人、マスコミ関係者など厳しく批判をしており、自民党内部からも古賀誠元幹事長や野中広務元官房長官が、国の形を変えるものと公然と異議を唱えています。

戦争を知らない世代にとっても、もはや集团的自衛権行使容認の問題は架空のシミュレーションの議論ではなく、アメリカの海外での戦争への日本の派兵との関係で現実の問題となっています。

集团的自衛権行使容認の閣議決定後、内閣支持率は急落し世論調査でも集团的自衛権行使容認反対は6割を超えました。請願の提出者によりますと、全国の二百を超える地方自治体が集团的自衛権容認の閣議決定に反対、慎重の意見書を採択しています。青森県では青森市議会で意見書が採択されています。

集团的自衛権行使容認の閣議決定については、詳しくここで解説や意見を述べませんが、請願第4号に関しては御一人おひとりが、党派、党派、立場を超えて真剣に日本の未来を考える機会だと思っております。

平川市議会でも、満場一致で採択していただきますよう、心からお願いを申し上げ、紹介議員としての趣旨説明にかえさせていただきます。声がかすれてお聞き苦しい点がありました、お詫びをいたします。よろ

しくお願いをいたします。

(齋藤律子議員降壇)

○議長

以上で紹介議員からの趣旨説明は終わりました。

去る11月28日に開催された議会運営委員会において、請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書採択の請願については、委員会付託を省略し、最終日、議員全員で審議する議事日程と決定されました。

お諮りいたします。

請願第4号について、会議規則第141条第1項の規定により、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、請願第4号については、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議することに決定しました。

次に、お諮りします。

5日は議案熟考等のため、8日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、5日、8日は本会議を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午前1時56分 散会